

通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第三十号

#### 通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則

通訳案内士法施行細則（昭和二十四年広島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。  
第二条第四項を次のように改める。

- 4 省令第十六条第二項第三号（省令第三十七条において準用する場合を含む。）の法第四  
条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面は、別記様式第二号による。  
第三条中「別記様式第二号」を「別記様式第三号」に改める。  
第四条中「別記様式第三号」を「別記様式第四号」に改める。  
別記様式第一号を次のように改める。

## 様式第1号（第2条関係）

(表面)

## 健 康 診 断 書

氏名		性別	男	女
生年月日	年 月 日	年 齡	才	

上記の者について、下記のとおり診断します。

## 1 精神機能

精神機能の障害（該当するものにレ印を記入すること。）

なし      あり

## 2 1で「あり」に該当する場合

## (1) 病名

---

## (2) 現に受けている治療の内容

---

(3) 治療を受けている状態であれば、通訳案内の業務を適正に行うに当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことの可否（該当するものにレ印を記入すること。）

可      否

診断年月日	年	月	日
医師	病院、診療所等の名称		
所 在 地	TEL ( )		
氏 名			印

注 1 2(1)から(3)までの項目については、同様の内容が記載された別紙によることができる。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4とする。

3 裏面も確認してください。

(裏面)

健康診断書の作成に当たっては、通訳案内士法に規定する業務内容等に十分留意すること。

○通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）（抄）

第 1 章 総則

（業務）

第 2 条 全国通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。以下同じ。）を行うことを業とする。

2 地域通訳案内士は、その資格を得た第 54 条第 2 項第 1 号に規定する地域通訳案内士業務区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

第 2 章 全国通訳案内士

第 3 節 全国通訳案内士の登録

（登録の拒否）

第 21 条 都道府県知事は、前条第 1 項の規定による登録の申請をした者（以下「申請者」という。）が全国通訳案内士となる資格を有せず、又は心身の障害により全国通訳案内士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの（※）に該当すると認めたときは、その登録を拒否しなければならない。

2 （略）

※国土交通省令で定めるもの：精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれるものを見除く。）

第 3 章 地域通訳案内士

第 1 節 地域通訳案内士育成等基本指針等

（地域通訳案内士育成等計画）

第 54 条 （略）

2 （略）

（1）地域通訳案内士にその業務を行わせる区域（以下「地域通訳案内士業務区域」という。）

（2）～（4） （略）

3～6 （略）

第 3 節 地域通訳案内士の登録

第 57 条 前章第 3 節の規定は、地域通訳案内士の登録について準用する。（以下略）

別記様式第三号を別記様式第四号とし、別記様式第一号中「平成 年 月 日」を  
「 年 月 日」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式を別  
記様式第二号として、別記様式第一号の次に次の二様式を加える。

様式第2号（第2条関係）

年　月　日

広島県知事 様

住 所

氏 名

印

### 宣 誓 書

私は、通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第4条各号に定める  
下記事項に該当していないことを宣誓します。

1 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わ

り、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しな  
いもの

2 通訳案内士法第25条（同法第57条において準用する場合を含む。）

の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過し  
ないもの

附 則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。